

行政記録情報を用いた教育統計情報調査システムの構築方案に関する研究

Study on Strategy for Establishing the National Education Statistics Supporting System

李 善珠[†] 川島 宏一[‡] 有田 智一[‡]
Lee Sunju Kawashima Hiroichi Arita Tomokazu

1. はじめに

1.1 研究の背景

客観的な証拠に基づく政策決定(Evidence Based Policy Making)を行うにおいて、高品質の調査データをより多く、より手軽に確保することが重要になった。一方で「官民データ連携」、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等の関連する政策が整備されている中、予算不足、統計調査員の人手不足等によって公的統計リソースが削減される問題が浮上した。こうした背景の中、統計調査データの品質と量の確保、そしてこの二つを確保する対策案として「行政記録データの活用」が注目されている。統計作成者の負担とミスを防ぎ、検証された大量のデータを確保する方案として行政記録データの活用が進めている。

教育部門においてもこの現状は同様に起きている。いじめ対策、少子化による一貫校の推進等々次々と出る教育懸案に素早く対応するには、教育現場の動向や現状を把握し立案に必要な情報を多く確保することが重要である。しかし長らくから教育部門では「教員の多忙化問題」を抱えていて、調査の報告者である教員に調査業務の負担を更に増加することは困難である。また昭和23年開始した「学校基本調査」を初め各種の公的統計調査が統合・廃止せずに当初の形式や内容をそのまま保持されている。そして教育懸案が続出するにつれ各省庁から必要な調査が加わられた結果、文部科学省が「調査の見直し」を実施するまで調査件が嵩んでいる。教育行政と校務の中、教育統計調査に活用できる行政記録データを把握する必要がある。このデータを活用することで、調査量と品質を保ちながら作成者の負担も大きく減らせることが期待できる。

1.2 研究の必要性和研究の意義

教育現場では公的統計を含め、政府、各教育機関、地方公共団体、研究所等からの調査書を網羅して「調査・依頼書」と呼び、一つの業務として扱っている。日本は分散型統計機構を採択した国の中、別途の地方統計事務局を設置せず、地方公共団体、特に教育部門では教育委員会が国家公的統計の調査機能を遂行する独特な国である。そのため、標本調査の対象者の選定は教育委員会が行うことになる。そして各市町村の教育委員会に依頼される各種調査がどのくらい発生しているかは把握しにくくなる。活用できる行政記録情報を導出しそれを効率的に構築する方案を導くため、何が調査されているかをまず把握する必要がある。

近年教育機関での各種システムの導入につれ「調査・依頼書」の資料もシステムから抽出することが可能でなっ

きた。簡単に抽出して得られたデータを教育機関が素早く登録し、それを政府が集計・流通・利用する仕組みについて本研究で提案する。

ただ、行政記録情報と業務記録の活用・共有などについては明確な法律的根拠等が議論されている¹ことで、本研究では教育部門だけの活用・共有に限って扱うことにしている。また他の機関間との活用は除いて教育機関内だけの活用に限ることとしている。

- 教育現場でどの調査が、どの程度発生しているか把握する。
- 教育部門において利活用できる行政記録情報は何か洗い出す。
- 教育統計の品質を向上するための教育統計情報調査システムの基本要件は何か
- そして教育部門において活用できる行政記録情報を洗い出し、公的統計調査の根拠になるデータ量の確保、品質の向上、報告者の負担軽減できる方案を提示する。

2. 関連研究

2.1 公的統計の品質管理及び向上への国際的な動向

OECD、IMF、国連(UN)、ヨーロッパ連合(Eurostat)の場合、品質管理制度²を整備し、公的統計の品質保証及び認証制度を導入していた。この制度を通じて一定の期間内に診断と認証が終わるとその結果についてレビューし、追加と修正を行うなど持続的な改善作業を行っている。

日本においても公的統計の品質保証に関するガイドラインは整備されているものの、教育部門の公的統計は品質診断の対象になっていない³。今まで公的統計の整備においては経済関連の統計、人口・社会、労働が優先されたが、教育部門まで拡大する必要があると考えられる。

2.2 韓国・中国・日本の教育統計調査の比較

他の国の動向を比較することもより日本の現状を明確にする。教育制度が類似する韓国、中国、日本は学校基本調査を基礎として調査を行なっている。約30万個校、2億6千万人の児童生徒と教職員が調査対象になる中国の場合は調査自体が少ない。一つの全数調査が済ませている。韓国は11種の調査の内、学校基本調査(1962)以外の残りは全て2000年度以後で新設したものである。既存の調査を教育環境の変化に合わせて廃止・統合を行った結果である。また追跡して分析するためのパネル調査に力を入れ増やして

[†] 筑波大学 Tsukuba University

[‡] 筑波大学 Tsukuba University

[‡] 筑波大学 Tsukuba University

¹ 岡部純一、「行政記録と統計制度」、エコノミア第68巻第2号、pp23-71 (2018)

² ESS (Eurostat Statistical System), "Quality Standards and Quality Performance Principles".

³ 総務省統計局の品質評価結果の公開

<http://www.stat.go.jp/data/guide/hyouka.html> (2018.8.1 照会)

いる状況であった。このような国際的な変化に合わせ日本も 2018 年度からパネル調査 2 つを始めた。また教育制度、統計機構、教育部門におけるの 이슈が異なり調査する内容を単純な数値で比較することは限界があるが、韓国⁴、中国⁵、日本⁶の教育統計について研究した資料⁷によると日本は基本調査以外にも多くの調査に細かく分けて多数の調査を出している異例な特徴があると述べている。

表 1 教育公的統計の調査種数の比較

種類区分	日本	中国	韓国
教育関連	14種	1種	5種
社会教育関連	1種	—	4種
教育費関連	3種	1種	2種
パネル調査	2種	—	5種

学校基本調査で学校の設備について全般的な調査があるが、「教育の情報化の実態調査」でパソコンとシステムの調査、「公立学校施設実態調査」でパソコン教室の調査が別途行われることがこの例として挙げられる。

3. 研究方法

M. ウェーバーは官僚制の特徴の一つとして挙げられたのが文書主義である。行政機関の業務は文書から始まり、文書で終わると言っても過言ではないほど、公文書を媒体に業務が処理されている。教育の行政機関である教育委員会においても同様である。そして本研究は人口規模が異なる五つの地方公共団体の教育委員会の公文書の受発簿を用いて調査・依頼の処理状況の分析を行った。その公文書の受発簿には政府からの公的調査、他教育機関からの調査、民間企業を含めた研究機関からの調査リストが全て登録・管理されている。

各調査の内容、項目、調査対象とその選定、調査方法については調査依頼元のホームページ、文献、報告書を一々確認を行った。教育部門における行政記録情報は各種書式、書類、台帳から管理している情報を調べた。

その現状分析の結果を踏まえ、調査される項目に対し利・活用できる教育行政情報は何か、それを流通・利用する教育統計調査システムを構築する案を導出した。研究の全般を図式化すると以下のようである。

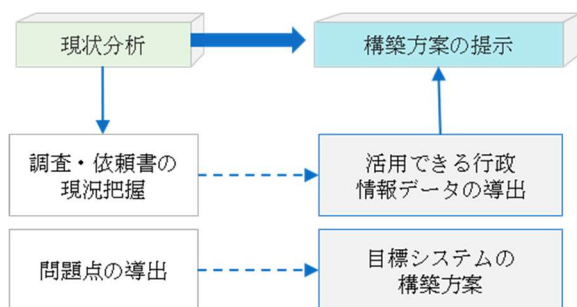


図 1 本研究のスキーム

⁴ 韓国教育開発院, “教育分野の統計情報収集・管理・活用体系に関する案についての研究”, 2011

⁵ 中国教育統計年鑑, “中国科学研究所, 情報・統計研究センターの発表資料中国統計年鑑”(2013)

⁶ 文部科学省のホームページ, 検索日, 2018.8.1

⁷ 韓国教育開発院, “韓国・中国・日本の教育統計ネットワークについての研究 (Basic Study for Strategies for Establishing Networks on Education Statistics among Japan, China and Korea)”, 2014

4. 現状分析

4.1 教育統計と教育部門の行政記録情報の現状

4.1.1 日本の教育統計の種数と調査内容の現状

現在教育部門で行われている公的統計調査は、統計法等で定められた 20 種の公的調査がある。これらの国家統計以外にも研究調査、実態調査、状況調査、事例調査等、教育研究のために行われる調査と上位教育機関への定期報告等がある。また各省庁及び研究機関から寄せられた調査もある。基本的に教育の公的統計は長くから帳票中心の調査である。帳票は新しい調査項目を追加・編集することが難しい特徴があることから見ると、既存の調査項目の修正・統合することよりは日本の教育統計は新しい調査を新設する方針で進行されてきたと思われる。

4.1.2 教育部門の行政記録情報

現在学校と教育委員会で行われている校務の作業、校務分掌、組織の構成は公式的に定義されていない。もちろん各学校で使われている書式、書類、図簿も夫々異なる。これほど地方公共団体とその教育委員会が使用する行政記録情報がまだ標準化されていないことでもあるが、共通して活用できる教育行政記録情報を調査すると、法律で定めた行政記録、一般的に使われている図簿、教育委員会中の各種書類等がある。しかし記載する項目の定義はないため、書式の中身は異なることになる。

- 法律で定めた学校記録情報⁸
- 一般的に広く使われている表簿と多数の様式
生徒調査票、生徒証、各種名票、出席簿(公簿/科目別)、短冊/成績個人票、成績一覧表、通知票等々

教育委員会が業務のために作成・管理している文書類が教育委員会の規模と扱う業務の範囲別その文書が異なる。また定期的な調査に備えた文書管理の状況も格差がある。

4.2 調査・依頼書の発生状況

4.2.1 教育現場での調査量

上記の約 20 種の公的統計以外にも教育現場で調査されている内容を実際の調査・依頼書の発生件数を調査すると、人口規模が小さい地方公共団体の教育委員会も少なくとも年間 280 件以上の調査・依頼書が発生していた。これは全数調査と標本調査があることと、全数調査も毎年実施しないケースもあることを考えると相当の調査件数である。

調査対象の市・町の調査・依頼書を業務別に種類を分け・析した結果、前述のように校務の作業、校務分掌、組織の構成が教育委員会別に違うため、同じ調査の処理も教育委員会別に異なっていた。また公文書の受発簿の管理項目も標準化されていなかった。

表 5 各市の業務別調査・依頼書の種数(平成 28 年)

区分	人口規模	学校数	公文書	調査依頼件数
横浜市	373万	487校	—	717
船橋市	63万	83校	—	686
青森市	29万	64校	12188	472
合志市	6万	10校	4221	288
大刀洗町	1.5万	3校	2646	287

⁸ 学校教育法(抄)及び学校教育法施行規則 文部科学 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenkyu/htm/06_ref/06-02.htm

4.2.2 文部科学省による「調査の見直し」対策

多忙感、業務負担、長い勤務時間の問題は教育部門でよく取り上げられている課題である。この課題の要因として増加している授業時間数、標準化されてない業務分掌、組織問題等が論議されているが、即時に改善が最も必要な業務として「調査・依頼書」の作成作業を挙げていると報告された⁹。この問題に対し、「文部科学省が実施する調査の見直し」を平成 23 年から打ち出し、実施する調査内容・頻度・調査方法を修正していた。実際に 10 年間の調査の発生推移をみると見直しの後が発生件数のブレが見直しの前に比べるとおさまっていることが分かる。ルーチンの業務に支障をきたす調査を事前に調整して計画的に推進した結果がわかる。

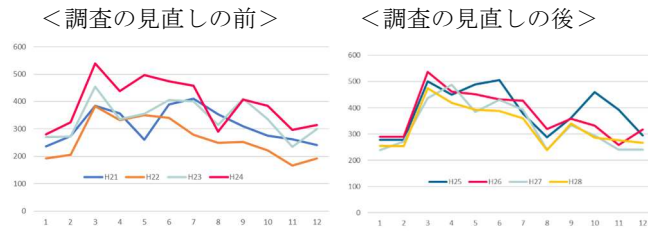


図 2 調査・依頼書の発生の推移(合志市H21~H28)

その中の「学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項」と定義した改善策をみると、今までの調査・依頼書に関わる問題に何があるのかを逆に推測できる。この事項は以下のものである。

- (ア) 調査事項の精選
- (イ) 調査対象や調査頻度の工夫
- (ウ) 調査方法の改善・調査票の見直し、標準化
- (エ) 期間における調査の実施 (類似調査の一括発送等)

4.3 調査依頼先別の調査内容

4.3.1 省庁からの重複的な調査

教育現場で行われている業務も一つの部署で一括処理できるケースより、関連部署が順次的・相互的に業務を処理するケースが多くある。学校の施設の調査は施設の購入・補修する予算と関係し、これは政府から自治体への補助金と関連する。特別支援学校の支援員は文部科学省が担当する人事の教員資格管理、総務省の教員の勤務・産休などの時間管理、予算庁の給料などに係る業務である。



図 3 予算会計に関連する各省庁の調査

このような業務を効率的に処理するには、必要とされる情報を適時に提供・共有することが大事である。このため、総務省が調査の企画・実施・活用する機能を持ち、各統計調査機構の「司令塔」の役割をしているが、本調査では各

⁹ 横浜市教育委員会、”横浜市立学校教職員の業務実態に関する調査”，22 ページ。

省庁は業務に必要な情報を別々に要請していることが確認できる。教育委員会に届いた調査・依頼書をみると担当している業務別に中央省庁から依頼されている。その調査を業務領域別に整理すると上の図のようである。

それを処理する教育委員会も同じ構成である。実際に省庁の行政業務も、教育委員会の各担当課も複数の業務領域にまたがっている。各部署に必要な情報を求めるために内部で調査・依頼書を回す。上位教育機関も同じ業務を処理する部署が下位教育機関の関連部署に同じく調査・依頼書を送付している。地方公共団体の規模が大きくなることで内部組織も大規模化されたことで部署間の処理・情報提供への依頼件数が増加していた。特に組織の規模が大きい市でよく見られる現象であった。

表 2 横浜市の依頼元別の調査発生量 (単位: 件数)

区分	政府	他機関	その他
教育委員会の内部	223	144	127
上位の教育機関	123		

(上位の教育機関は神奈川県教育庁を示す。他機関は他市の教育委員会と県庁を示す)

4.3.2 他地自体からの相互重複的な調査

先行研究で述べたように日本の場合、地方公共団体、特に教育部門においては地方の教育委員会が教育統計機構の役割をしているが、その役割には他自治体の教育情報を収集し、報告する機能まで含まれていることが分かった。実際に 5 つの対象自治体の調査・依頼書の依頼元を分類してみると政府の各省庁、上位教育機関(県教育委員会)、他市の教育委員会、研究機関等があった。その中、市の教育委員会からの調査・依頼書が多く発生しているし、また同じ調査も複数の他の教育委員会から調査されていることがわかった。

例を上げて説明すると、横浜市の平成 28 年に調査・依頼があった「就学援助関連の調査」は 11 つの他教育委員会が重なって行っている。

表 3 就学援助関連の調査の依頼元 (横浜市、H28)

調査名	依頼
就学援助制度に関する調査について	京都市教育委員会
就学援助制度に関する調査について	名古屋市教育委員会
就学援助制度に関する調査について	札幌市教育委員会
就学援助事業に関する調査について	埼玉市教育委員会
就学援助事業に関する調査について	相模原市教育委員会
就学援助に関する調査について	岡山市教育委員会
就学援助に関する調査について	北九州市教育委員会
就学援助に関する調査について	仙台市教育委員会

一つの調査を教育委員会が項目別に分けて調査を分担して行っているケースもあった。文部科学省が出した「校務支援システム構築に関する調査研究」の作成のために調査された項目には、以下の表の調査項目が含まれている。調査の項目別に異なる教育委員会からの調査が依頼されていた。そのためこの報告書には各章別に調査対象が異なる。

表4 ICT関連の調査(横浜市、H28)

調査名	依頼元	調査元
小中学校の校務支援システムの稼働状況について	京都市教育委員会	文部科学省
教育用コンピュータ等の整備状況について	熊本市教育委員会	文部科学省
タブレット端末整備状況等の調査について	仙台市教育委員会	文部科学省
学校のICT環境整備状況について	仙台市教育委員会	文部科学省
ICT環境の運用における実施体制の調査について	北九州市教育委員会	文部科学省

他の自治体の教育委員会においても、他の教育行政においても同じ現状が起きていた。指導、特別支援、保健、給食等々の教育行政の中、青森市の給食に関する調査は以下の表のようである。重複調査の原因の一つとして、組織の業務分掌別に取り扱っている業務内容を分けて調査を出していることに期していると考えられる。

表5 給食関連の調査とその依頼元(青森市、H28)

区分	調査名	依頼元
総務	給食調理員に係る消耗品調査について	下関市教育委員会 教育部
	給食調理員に係る消耗品調査	関市教育委員会 学校安全課
会計	学校給食費滞納対策の調査について	おいらせ町立 学校給食センター
	学校給食費公会計化に係る調査事項	秋田市教育委員会 教育長
	学校給食費に関する調査について	福島市教育委員会 教育長
給食事務	学校給食調理業務委託に関する調査	宇都宮市 教育委員会
	学校給食事業に関する調査について	郡山市教育委員会 教育長
	学校給食業務におけるシステム調達に関する調査について	金沢市教育委員会 教育総務課
	学校給食に関する調査について	前橋市教育委員会 教育長
	学校給食に関する調査について	松山市教育委員会 保健体育課
設備	学校給食調理場現況等調査について	青森県教育庁 スポーツ健康課
	学校給食施設拭取り調査の報告について	公益財団法人青森県学校給食課
	学校給食施設に関する調査について	久留米市教育委員会 教育長

4.4 調査対象の選定方法

4.4.1 悉皆調査と標本抽出調査の選定方法

現在調査で採択している対象選定方法には悉皆調査、標本抽出がある。全数調査ともいわれるこの調査は、幼稚園から大学、並びに市町村の教育委員会までの全ての教育機関を対象にする。文部科学省の資料¹⁰によると、学校を対象に定期的に行っている調査が平成29年26件で、そのうち

悉皆調査が11件であり、これは10年前に比べ、12件も減った状況である。近年政府は徐々に悉皆調査を減らしている傾向である。その一方、費用的・業務的負担が最もかかる悉皆調査の代わりに、標本抽出選定方式は増加している。地域の偏りなく対象者を選定するため、一般的に「層化三段確率比例抽出法¹¹」を採択している。地域規模に合わせ、各規模層への標本学校数の児童生徒数に比例割当した後、各学年と各学級において決めた児童生徒数を単純無作為抽出し標本とする方法である。

4.4.2 対象者の選定の決定

標本の割当の基準は先ほど述べた「層化三段確率比例抽出法」により、地域の規模になる。地域バランスよく均等に地域規模に比例して割り当てられた人数が調査の対象者になる。そして学校数が多い地域は抽出される確率が高くなるため、調査対象になる確率も高くなる。以下の表をみると、規模の大きい自治体の教育委員会は、小さい自治体に比べ、調査が多く発生するし、また同じ規模の自治体同士が互いに依頼しているように考えられる。

表6 他の教育委員会からの調査・依頼書の発生件数

依頼元の人口規模	横浜市		青森市		合志市		大刀洗町	
	自治体数	依頼件数	自治体数	依頼件数	自治体数	依頼件数	自治体数	依頼件数
100万以上	10	37	0	0	0	0	0	0
100万～50万	8	18	4	6	0	0	1	1
50万～5万	7	11	22	29	2	2	1	1
5万以下	1	1	0	0	3	3	0	0
地域名提示無し	48	48	0	0	0	0	0	0
合計	74	115	26	35	5	5	2	2

(船橋市の場合、他教育委員会の自治体名を表記しなかったため、除く)

しかし、本研究の現状分析は学校宛ての調査・依頼書ではなく、教育委員会宛てに依頼された調査書を用いて分析を行っている。地域別に学校の数は異なるものの、教育委員会は何れも一つしか存在しないため、都道府県別のある階層の教育委員会は人口及び学校数といった規模と関係なく選定される同じ確率を持つことになる。つまり、教育委員会を対象にする調査においては、地域階層別の教育委員会は全て選定されるのと同じ確率を持つことになる。ここで対象者の選定は都道府県知事及び都道府県教育委員会が直接に調査する学校や教育委員会を抽出することに注目したい。政府から対象者の選定まで均等に決めて調査を依頼する方法ではなく、調査される側が対象者を数に合わせ内部で選定する方法である。そのため、他の教育委員会からの依頼件数が横浜市と大刀洗町の間、大きい差があるのは不自然に思われる。特にある事業を立案するため、現場の状況や実態について情報を収集し、新しい事業への根拠資料としてよく活用する「調査研究」の場合、「層化三段確率比例抽出法」等とは関係なく、教育委員会の協力次第で調査対象が選定される事情である。「代表性」とは調査対象者全体の中から抽出された一部の対象者の調査結果が、調査対象者全体の結果を偏りなく正確に反映出来ているかど

¹⁰ 文部科学省, "学校における働き方改革特別部会" の資料 2-2

¹¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/089/shiryo/attach/1327197.htm

うかのことを意味する。この調査の限りに、現行の調査対象者の選定方法は規模の小さい地域の教育委員会の状況が反映しにくい可能性が高いと考えられる。

4.5 現状分析の結果のまとめ

構築方案に参考する内容を整理すると以下のようである。
 (ア) 教育現場での調査は予測より多く発生していたが、同じ調査、同じ業務の調査項目が重複して調査されていた。
 (イ) 複数の依頼元からの報告により、統計品質の中、整合性、代表性、報告者の負担が最も改善する必要があった。
 (エ) 教育委員会別に調査される内容とそれのための教育行政記録情報が異なっていたが、それをデータとして抽出して活用・管理する必要があった。

5. 構築方案

5.1 教育統計情報調査システムの提案

5.1.1 活用可能な調査の選別

活用できる行政記録情報の選別する手法については、業務の構造化の程度と情報システムが導入される順位に関するマイケル・J・アール のビジネスプロセスリエンジニアリング(BPR)¹²の理論に基づき、業務の構造化・非構造化の軸でまず情報を選別する。この手法は電算化を進めるため、業務分析を行う場合、よく使われているのでここで適用した。調査・依頼書を作成する作業を業務と見なし、その業務の中ではシステム化できない作業、例えば、推薦、意思決定、意見収集等が含まれた業務は活用できる行政記録情報から排除する。

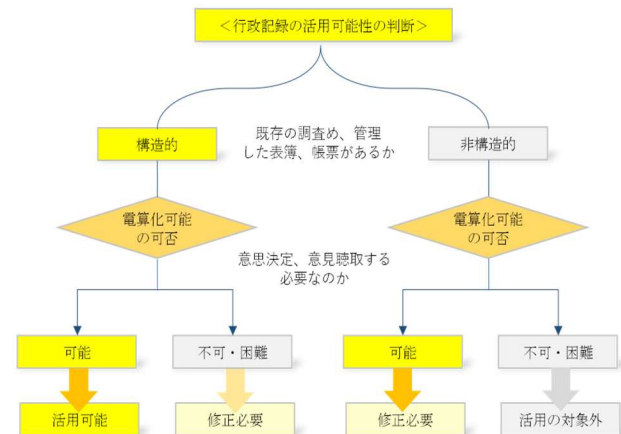


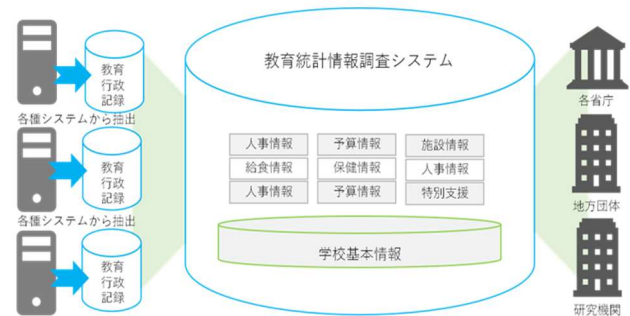
図4 調査・依頼書の選別の仕組み

調査・依頼書の内容を公表されたその結果の報告書、調査項目、調査についての説明を調べると、いくつかに分けられる。帳票中心に決まった内容を記入する定期報告書(例、児童生徒等の健康診断の実施状況調査)、教育 이슈に対応するため、現況を調査する状況調査もしくは実態調査(例、学校プールの止水弁等の閉め忘れによる水道水の流出事故状況調査)、政策立案のための研究調査(例、教員免許更新制における教員免許状保有者情報調査)がある。他に調査・依頼書に係る連絡、参加への可否、調査して推薦者・希望者の指定等の連絡事項等々がある。各教育

機関で行政記録情報の活用が可能な調査・依頼書をタイプ別に仕分けて活用対象をまず洗い出す。

5.1.2 活用が可能な教育行政記録データの導出

調査・依頼書の中から、構造的かつ電算可能な調査・依頼書を選別すると統計情報システムで扱われる情報が洗い出せる。教育行政の業務別にその調査項目を作成するに根拠になる既存の文書、図簿を調べる。各文書、様式、図簿等々が標準化されていなかった現状分析の結果を踏まえ、教育部門の行政記録情報は 4.1.2 で提示したように教育法で定めた①「学校において備えなければならない表簿」と、②学校で作成している表簿と様式、また③教育委員会で管理・作成している文書等があると考えられる。この3つの情報



は異なる地方公共団体の教育機関でも共通して作成・管理する教育行政記録情報だと見なす。

図5 教育統計情報調査システムの概念図

5.1.3 選別された図簿の情報をデータ化して格納

学校と教育委員会が利用しているシステムから自動抽出することを目標にする。現在公的統計調査も帳票作成の後、CSV ファイルで伝送する方式も9種、紙調査票の郵送が7種残っている。作成から報告までの手間がかかるし、それを処理するための統計リソースもかかる。調査に使われる情報を洗い出し、データベース化して格納しておくことで作成作業自体がなくなると期待できる。

5.1.4 教育統計情報調査システムで行政記録データを共有

現在政府が運用している政府統計オンラインシステムは直接にデータベースを格納して共有することではなく、政府統計オンライン調査総合窓口から帳票をダウンロードして作成した帳票を送信するシステムである。活用する教育行政記録データを選定し、システムから抽出して各教育機関が共有する方案を提案する。これによって報告者の負担の軽減はもちろん、品質を保った有効な情報を大量に確保し、共有できる。

5.2 行政記録情報の選別の実証実験

5.2.1 合志市と横浜市で活用できる調査の選別

教育委員会で管理・作成している文書台帳も地方公共団体別に異なるため、詳細な文書管理をしている合志市と横浜市のケースをまず検討し、活用が可能な行政記録情報を導出した。合志市は調査・依頼書の内容をコード化して文書分類表で管理していたため、依頼された調査内容を処理する部署、またその業務の分類が明確に示され、研究者の判断を排除できるからである。(合志市の平成28年度の287件の中、記入が不明な調査を除いた247件を分析した結果である)

¹² Earl, Michael J. "Business Process Reengineering Information Management" Oxford University Press, Oxford, 1996.

表7 調査・依頼書のタイプ選別の結果

	<横浜市>		<合志市>	
	構造的	非構造的	構造的	非構造的
電算化可能	定期報告 106件 予算関連 9件	実態調査 17件	定期報告 91件 予算関連 13件	実態調査 15件 調査研究 1件
電算化不可	連絡事項 66件 アンケート 24件 その他 259件	その他 251件	連絡事項 44件 アンケート 14件	その他 88件

行政記録データとして活用できる「構造的で電算可能」の調査の内容は指導、施設、教職員労務、特別支援、施設・設備、給食等に分けて各課が担当していた。

5.2.2 活用できる行政記録データの構成図

依頼された調査の中、行政記録データとして活用できる項目を業務別に整理して抽出するデータは以下のである。調査項目の中、調査項目間の関連性があり、相互的に検証することで整合性が向上できる項目は青線で示した。

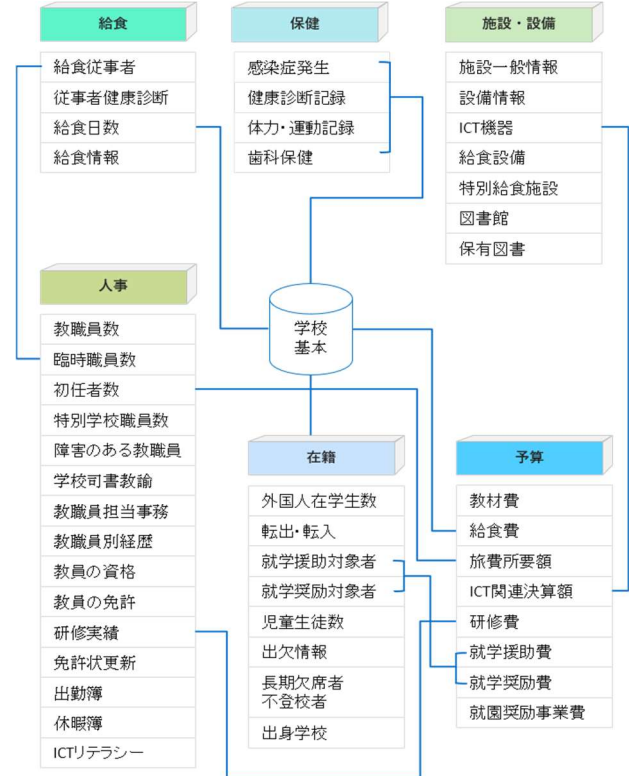


図6 活用できる行政記録データと検証データ項目

6.6 おわりに

教育部門を含め、公的統計部門においては嵩む調査内容を ICT 技術で改善する対策を打ち出す試みが大事になっている。資料から帳票へ転記ミスがあるか負担感を感じながら手作業をする先生が、本業である授業準備時間や生徒と向き合う時間を確保できるように支援をすべきである。その一環として導入した校務システム、保健システム、会計システムなどを活用する必要が高まっている。

本研究は教育機関で行われている調査を、公文書の受発簿を用いて分析し、データ化した教育行政記録データを共有するシステムの構築案を提案したものである。5つの教育委員会の事例から現状分析で得られた結果に基づき、政府が構築する教育統計情報の生産、流通、共有を可能にするシステムの構築案を模索し、提案した。

謝辞

文書管理台帳から大量の資料を整理し提供するまで協力していただいた各教育委員会の担当者様及び関係者様に深く感謝します。続く議論で校務システムの観点から教育統計情報調査システムまで考えを広げてくれました先生様に感謝します。最後に仕事をしながら研究するよういつも励ましてくれました会社の廉社長にも感謝します。

参考文献

- [1] Earl, Michael J. “Business Process Reengineering Information Management” Oxford University Press, Oxford. 1996
- [2] OECD, ” Education at a glance” (2016)
- [3] 伊藤伸介 “公的統計における行政記録データの利活用について—デンマーク、オランダとイギリスの現状” 『経済学論纂(中央大学)』第58巻第1号、1~17頁(2017)
- [4] 伊藤陽一、「統計の品質に関する総合的な枠組みの提示—政府統計に関する国際会議—2001年5月—」 『統計学』 No.80
- [5] 岡部純一、“行政記録と統計制度”、エコノミア第68巻第2号、pp23-71(2018)
- [6] 学校における働き方改革特別部会、“学校における働き方改革に関する総合的な方策について”(2017)
- [7] 韓国教育開発院、“教育基本統計の調査項目の再設計についての研究”(2013)
- [8] 韓国教育開発院、“国家高等教育統計の体系の構築案についての研究”(2012)
- [9] 韓国統計庁、“国家統計品質管理マニュアル”(2018).
- [10] 舟岡史雄、“21世紀の統計科学”第1巻「社会・経済の統計科学」(2012).
- [11] 文部科学省、“教育統計白書”(2017).